

社会福祉法人一心福祉会

役員の勤務及び手当と費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一心福祉会(以下「法人」という。)の役員の勤務及び役員・評議員等の報酬と費用弁償について定めるもので、法人の開催する次の各号の一に該当する会議等に出席する者の出席に要する費用の支給は、この規程の定めるところによる。

- (1) 法人の開催する理事会、評議員会及び監事監査
- (2) 評議員選任解任委員会への出席
- (3) その他、理事長が必要と認める事項

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、評議員選任解任委員会の職務執行の対価として支払われるものである。

(勤 務)

第3条 法人の役員の勤務は次のとおりとする。

- (1) 理事長は原則として週2回勤務とする。但し、当法人の他の職務(施設長等)を兼務することも可とする。
- (2) 常務理事は、当法人の施設長を兼務する理事の中から選出し常勤とする。
- (3) その他当法人の他の職務を兼務しない役員は、非常勤とする

(報酬及び費用弁償)

第4条 役員の報酬は、次のとおりとする。

役員区分		月 額
理事長	専任	300,000円
	兼務	150,000円
常務理事		50,000円

2 第1条に規定する会議等に出席する役員等の報酬及び費用弁償は、次表のとおりとする。

名 称	役 職	報 酬 額	費 用 弁 償
理事会出席報酬	理 事 監 事	30,000円	車賃(バス賃相当額)
評議員会出席報酬	評 議 員 監 事	30,000円	車賃(バス賃相当額)
監事監査指導報酬	監 事	40,000円	車賃(バス賃相当額) その他の経費(実費)
評議員選定解任委員会 出席報酬	評議員選定解任 委員	30,000円	車賃(バス賃相当額)
法人主催の研修会等の講師及び各種 研修会等への参加(非常勤役員等)		10,000円	車賃(バス賃相当額)

- 3 監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に出席する報酬及び費用弁償は支払わないものとする。
- 4 大宜味・東両村内の移動は、費用弁償の車賃は支給対象外とする。
- 5 前項に掲げるもののほか、遠距離のため宿泊を必要とする場合には、旅費規程による日当、宿料、食卓料、航空賃及び船賃を支給することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年3月30日改正、同年4月1日施行する。
- 3 昭和63年3月30日一部改正、同年4月1日施行(第3条)
- 4 平成13年3月26日一部改正、同年4月1日施行(第4条)
- 5 平成17年3月18日一部改正、同年4月1日施行(第4条)
- 6 平成18年4月1日一部改正、同年4月1日施行(第2条、第3条)
- 7 平成23年8月11日一部改正、同年同一月日施行(第1条、第2条、第3条、第4条)
- 8 平成28年11月26日一部改正、同年同一月日施行(第1条、第4条)
- 9 平成29年3月18日一部改正、同年同4月1日施行(第3条、第4条)
- 10 平成29年5月31日一部改正、同年同一月日施行(第1条、第4条)
- 11 平成30年6月16日一部改正、同年6月1日施行(第3条、第4条)